## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 4 1	府省庁名 経済産業省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )			
要望 項目名	確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ			
要望内容(概要)	<ul> <li>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</li> <li>確定拠出年金の拠出限度額</li> <li>企業型:他の企業年金がない場合 月額 5.1万円</li> <li>他の企業年金がある場合 月額 2.55万円</li> <li>個人型:企業年金がない場合 月額 2.3万円</li> <li>・特例措置の内容</li> <li>確定拠出年金制度の普及・充実を図るため、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げるとともに、所要の税制上の措置を要望する。</li> </ul>			
関係条文	世方税第23条第1項第3号、第34条第1項第4号ロ、第51条、第72条の23、第292条第1項第3号、 第314条の2第1項第4号ロ、第314条の6 確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条			
減収 見込額	[初年度] ( 精査中 ) [平年度] ( 精査中 ) [改正増減収額] – (単位:百万円)			
要望理由	(1) 政策目的			
(2) 施策の必要性 確定拠出年金を魅力あるものとするためには、老後に期待される給付額に応じた掛金拠出の とが必要である。 一方、例えば、企業型については、約9割の企業が、拠出額を賃金に一定率を乗ずる方式で ろ、高年齢者の拠出額を限度額と合わせるため、若年者の拠出額は小さくなっている(30歳以の掛金の者の割合は、7割以上)。 このため、確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることによって、確定拠出年金の普及・3 なお、「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日)においては、「公的年金の				
	はいては、「社会体障制度改革国民会議報告書」(千成20年6月6日)においては、「公的年並の結門水準の調整を補う私的年金での対応への支援も含めた検討も併せて行うことが求められる。」とされている。			
本要望に 対応する 縮減案				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	確定拠出年金法第一条においては、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」とされており、同法第八十六条においては、「所得税、法人税、相続税並びに道府県民税及び市町村民税の課税について必要な措置を講ずる」こととされている。
	政策の 達成目標	少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中にあっては、老後に備え、国民の自主 的な努力を促すことが重要であり、確定拠出年金を始めとする企業年金の普及・充実を図っていく。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置を要望。
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	確定拠出年金の加入者約485万人(平成25年度末推計)及び新規加入者に適用される。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	拠出限度額を引き上げることにより、既存加入者の掛金が引き上げられることや、新規加入者が増加することが期待される。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	確定拠出年金の掛金の拠出については、事業主掛金の損金算入、従業員掛金の所得控除など、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	(該当無し)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることにより、同制度の普及・充実を図っていく。
	ページ	_

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 25 年 6 月末現在 (加入者数は平成 25 年 5 月末現在) 企業型年金の規約数 4,000 件 (実施事業主数 17,000 社) 企業型確定拠出年金の加入者数 4,565,000 人 個人型確定拠出年金の加入者数 162,000 人
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 15 年度、平成 16 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度に税制改正要望を行ったところ、平成 16 年度、平成 21 年度において、拠出限度額の引き上げが行われた。  平成 16 年度税制改正要望  企業型:他の企業年金がない場合 月額3.6 万円→月額4.6 万円に引き上げ 他の企業年金がある場合 月額1.8 万円→月額2.3 万円に引き上げ 個人型:企業年金がない場合 月額1.5 万円→月額1.8 万円に引き上げ  平成 21 年度税改改正要望  企業型:他の企業年金がない場合 月額4.6 万円→月額5.1 万円に引き上げ 他の企業年金がある場合 月額2.3 万円→月額2.55 万円に引き上げ 個人型:企業年金がない場合 月額1.8 万円→月額2.3 万円に引き上げ
ページ	_